

第3期渋川市教育振興大綱策定方針（案）

1 策定の趣旨

本市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の実情に応じた教育、学術、文化並びにその振興に関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、第1期渋川市教育振興大綱（対象期間：平成27年度～平成29年度）を平成27年12月に、第2期渋川市教育振興大綱（対象期間：平成30年度～令和4年度）を平成30年2月に策定しました。

教育振興大綱（以下、「大綱」という。）は、教育行政の総合的な施策について、その目標や施策の方向性を定めるものであり、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を考慮しながら、本市の目指すべき教育の将来像を示すものです。

「第2期渋川市教育振興大綱」の計画期間が令和4年度末で終了することから、令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とする「第3期渋川市教育振興大綱」策定するものです。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

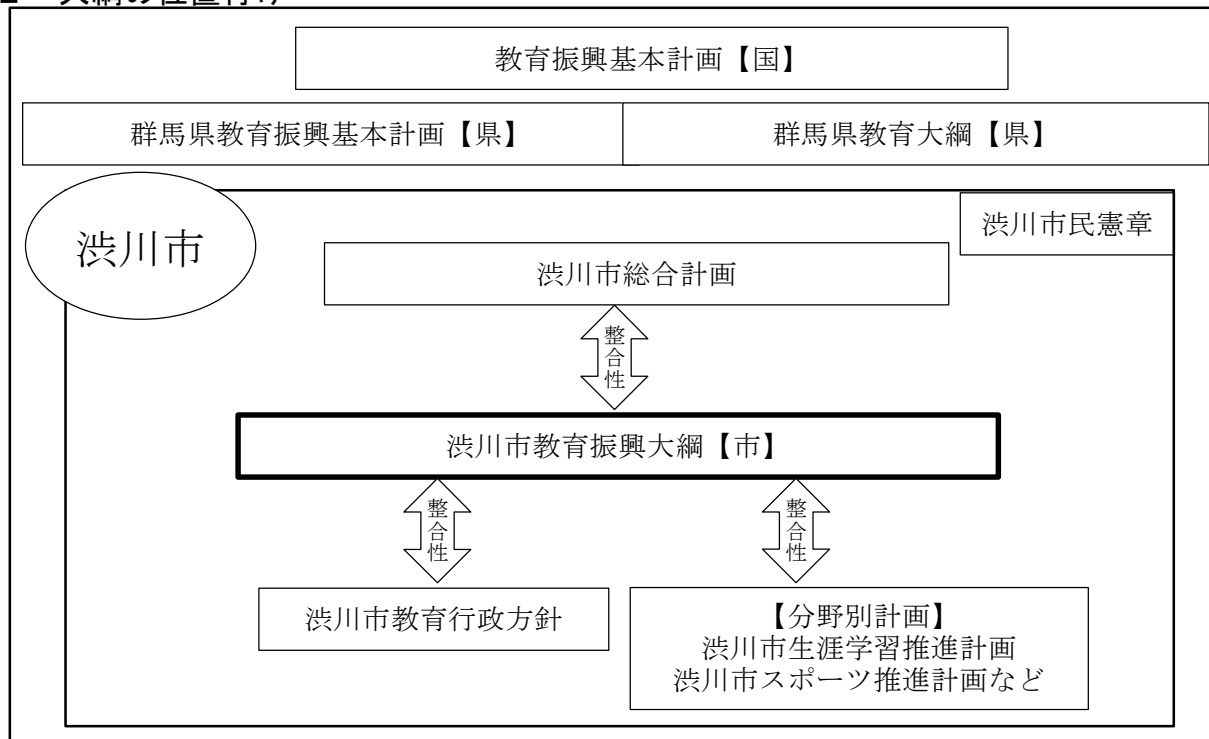
3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【教育基本法第17条第1項】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 大綱の位置付け



3 大綱の期間及び実効性の確保

現在、国では第4期教育振興基本計画（令和5年度から令和9年度）を策定中であり、本市と同時期に国でも教育振興基本計画を策定しています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に、国が策定する教育振興基本計画の基本的な方針を参酌する必要があると規定されていることから、本市の大綱第4期以降の策定に向けて、国との策定期間をずらし、第3期の大綱の期間を次のとおりとします。

【第3期渋川市教育振興大綱の期間】

令和5年度～令和10年度（6年間）

<参考（国）>

第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度（予定）（5年間））

なお、大綱に記された本市の教育の実現を目指すため、取組の指針となる教育行政方針を毎年度策定します。

4 大綱策定における視点

（1） 社会情勢の変化

ア 人口減少及び少子化の進行

令和4年4月の本市の人口は74,448人、児童数は3,125人、生徒

数は1,672人となっており、おおむね、国立社会保障・人口問題研究所の推計値と同じスピードで人口減少が進んでいます。少子化に伴う小学校の複式学級の発生等の現状を踏まえ、地域の合意形成を得た上での小中学校の再編統合を進める必要があります。

イ 地球温暖化などの環境問題への関心の高まり

令和元年10月に発生した台風19号により、本市で初めて市内の一部地域において避難勧告が発令されるなど、気候変動に起因している大型台風の発生、集中豪雨等による災害のリスクが高まっています。

本市としても脱炭素社会実現に向けた、みどりの豊かさを守る気候変動対策施策を推進します。

ウ 感染症の影響による新しい生活様式及びデジタル化の進行

新型コロナウイルス感染症は、ウイルスが変異を繰り返し、いまだ予断を許さない状況が続いており、マスクの着用、身体的距離の確保、手洗いの徹底などの感染予防対策による新しい生活様式の実践が行われています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、臨時休校に備えたタブレット端末の持ち帰りや家庭でのインターネット環境の調査など、本市が進めている学校現場でのデジタル化にも影響を与えました。令和2年度から令和3年度にかけて1人1台端末の導入、校内ネットワーク環境整備、GIGAスクールサポーターの配置など、誰一人取り残さないきめ細やかな支援を着実に行いました。

引き続き、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがない教育ICT環境の実現を進めていきます。

(2) 教育を取り巻く現状

ア グローバル化の進展に伴う英語教育の義務化

急速なグローバル化の進展に伴い、英語によるコミュニケーション能力が様々な場面で必要となっているため、令和2年度から小学校で英語が必修となりました。英語教育を必修化することにより、小学生のうちから英語に慣れ親しむ、英語によるコミュニケーション能力の向上、中学校で英語授業へのスムーズな移行などのメリットが挙げられます。

本市においても、園児向けの英語教室の開催や教育現場での更なる英語教育の充実を図るなど、園児、児童が様々な場面で英語にふれあう環境を整えていきます。

イ 地域と一体となって進めるコミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特

色ある学校づくりを進めていくことができます。

本市は、既に三者連携推進協議会や学校評議員会が組織され、学校・家庭・地域が協働し一体となって特色ある学校づくりを推進しています。

コミュニティ・スクールの導入について、実効性のあるものとするために、各学校ごとにコミュニティ・スクールに対する認識と価値意識を高めるよう事前説明や協議等を行い、体制が整った学校から順次移行していきます。

令和4年度は8校で「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールが始まりました。引き続き、学校と地域がパートナーになり学校と地域が同じ目標に向かっていける体制づくりを進めます。

ウ 多様性を認める教育

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児への支援が地方公共団体の責務として規定されました。本市においても医療的ケア児の受入体制を整えるべく進めているところです。

また、学校には様々な教育上の支援や配慮を受けている児童生徒がいます。障がいによる困難さをもっている児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が多様性をお互いに認め合い、尊重し合い、自己有用感を高める温かい学級づくりが求められています。

※医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童のこと

エ 義務教育9年間を見通した教科担任制

令和3年1月の中央教育審議会答申で、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制の推進、また、優先的に専科指導の対象とすべき教科が示されました。

教科担任制は、小学校高学年における授業の質の向上や教員の負担軽減など様々なメリットがあります。本市としても県との連携や他市の事例を収集するなど、教科担任制導入に向けて調査を行う必要があります。

オ 子どもの貧困などの経済的格差

生まれ育った環境により栄養バランスのとれた食事が取れなかったり、貧困を理由に進路を変更したりする子どもがいます。それぞれの家庭にどんな事情があろうとも生まれ育った環境により、子どもの将来が閉ざされることはあってはなりません。

本市では、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の中学生を対象に、訪問形式による学習指導などを行う「子どもの学習支援事業」や子育て世帯の

負担軽減のため「学校給食費の完全無料化」を実施しています。また、今年度ヤングケアラー実態調査を行い、ヤングケアラーの実態把握及び支援の検討を行います。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを指します。

(3) 本市の状況

ア 共生社会実現のまちの実践

本市は、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが自分らしく生き生きとした人生を送り、様々な人々の能力が発揮されている活力ある社会の実現を目指した取組を進めています。

令和4年6月現在80団体と「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言を行いました。

共生社会の実現に向けて、「バリアフリーマップの作成」や「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例の制定」など、様々な事業を行っています。

また、毎年10月を共生社会推進月間として、共生社会の理念を取り入れた様々な事業を行い、共生社会の機運の醸成を図っています。

イ 世界に誇れる歴史文化遺産への高まり

本市には、金井東裏遺跡の甲を着た古墳人や創建200年を迎えた上三原田の歌舞伎舞台など、日本でも類を見ない貴重な文化遺産、文化財があります。

また、地域においては、獅子舞や太々神楽、祭りなど、多くの地域で様々な伝統文化が継承されています。

世界に誇る文化遺産、文化財の保護と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を推進していく必要があります。

5 大綱策定に当たり留意する点

(1) 第3期教育振興基本計画【国】の参酌

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国が定める「第3期教育振興基本計画」の5つの基本的な方針を参酌し、策定します。なお、現在、国では「第4期教育振興基本計画」を策定していますが、現段階で公表されている資料を参考にします。

【第3期教育振興基本計画における基本的な方針】

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するために多様な力を育成する

- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 第2次渋川市総合計画との整合性の確保

現在、策定中の「第2次渋川市総合計画 後期基本計画」との整合性を保ちながら、本市の目指すべき教育の実現を図ります。

(3) 第2期渋川市教育振興大綱（現大綱）の連続性、継続性の確保

教育においては、どんなに社会が変化しても、時代を超えて変わらないものがあります。これから策定する「第3期渋川市教育振興大綱」でも、本市が進めてきた教育を大切に、過去からの連続性、継続性の確保に努めます。

6 大綱の策定体制

(1) 教育部局との打合せ

随時、教育委員会事務局と打合せを行い、市長部局と教育部局が方向性を共有し、密接に連携して進めます。

(2) 総合教育会議

市長及び教育委員会をもって組織される総合教育会議で教育振興大綱策定に向けて協議を行います。

(3) 庁議

総合教育会議で協議を行った後、庁議でも協議を行います。

7 スケジュール

随時、教育委員会事務局と打合せ

令和4年	6月30日	第1回総合教育会議	・第3期渋川市教育振興大綱策定方針（案）について
	7月中旬	庁議	・第3期渋川市教育振興大綱策定方針（案）について
	9月中旬	市議会9月定例会教育福祉常任委員会協議会へ報告	・第3期渋川市教育振興大綱策定方針について
	11月上旬	第2回総合教育会議	・第3期渋川市教育振興大綱（案）について
	11月下旬	庁議	

- 1 2月中旬
令和5年 1月下旬
- ・第3期渋川市教育振興大綱（案）について
市民意見公募
第3回総合教育会議
- ・市民意見公募の結果について
・第3期渋川市教育振興大綱（案）について（承認後、策定）
- 2月上旬 庁議
- ・第3期渋川市教育振興大綱の報告
- 3月中旬 市議会3月定例会教育福祉常任委員会協議会へ報告
- ・第3期渋川市教育振興大綱について
- 4月 公表及び周知